

高根中学校いじめ防止基本方針

北杜市立高根中学校

平成26年1月4日策定

平成30年4月1日一部改訂

平成31年3月15日一部改訂

1. はじめに

いじめ防止対策推進法13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

2) いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組む。

①いじめは、人間として決して許されない行為である。

いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。

いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

②いじめは、どの生徒にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。

③いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

④いじめは、様々な様態がある。

⑤いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

⑥いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

⑦いじめは、安易に解消したものとせず、継続して注意深く観察する必要がある。

⑧いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。

⑨いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

上記の「いじめ」に対する認識を持って、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的にいじめ防止に取り組む。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める、また、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや、豊かな心の育成等のために日々取り組む。

2. いじめ防止対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、必要に応じてケース会議を設ける。

「いじめ対策委員会」

○構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、（スクールカウンセラー）

○いじめ対策委員会の役割

- ・いじめ未然防止対策の年間計画策定
- ・早期発見への取組計画策定
- ・いじめ発生時の対応
- ・重大事態発生時の対応

○定例のいじめ対策委員会は月1回程度開催する。

「ケース会議」

○構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、担任、部活動顧問（スクールカウンセラー、スクールサポーター、外部関係機関）

○ケース会議の役割

- ・いじめ発生時の具体的な対応
- ・重大事態発生時の対応と外部機関との連携

3. 未然防止への取組

- 1) 好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- 2) 「授業づくり」・「集団づくり」を見直し、全ての生徒が活躍できる場面づくりに努力する。
- 3) 全ての生徒の「居場所」となるよう、また、集団の「絆づくり」を目指した学校づくりを進める。
- 4) 道徳教育の充実を図り、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより正面から向き合うことができるように実践的な取組を行う。
- 5) 特に配慮が必要な生徒については、日常的に特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

4. 早期発見への取組

- 1) 日頃から、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう努める。
- 2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。（部活動休養日の設定と二者懇談等の相談時間の確保）
- 3) 生徒に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するよう努める。
- 4) けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

5. いじめへの対処

1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合、組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、社会性の向上や、生徒の人格の成長に主眼を於いた指導を行う。

2) いじめを発見・通報を受けたときの対応

○特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

○組織的に情報を集める。

○組織的に指導・支援体制を組む。

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連絡を取り、北杜警察署と相談する。

○いじめが「重大な事態」と判断された場合は、設置者からの指示に従って必要な対応を行う。

3) いじめられた生徒又はその保護者への支援。

4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言。

5) いじめが起きた集団への働きかけ。

6) インターネット上のいじめへの対応。

7) いじめの解消の判断は、いじめに係る行為が止み、被害生徒が心身の苦痛を感じなくなってから少なくとも3ヶ月以上経過してから行い、その後も、関係生徒の様子や状況を注視していく。

【重大な事態とは】

いじめにより、生徒の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間（※）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合、保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあった場合。（※）年間30日を目安